委　託　業　務　仕　様　書

1　委託事業名

岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業

2　委託事業の目的

認可外保育施設は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく認可を受けていない保育施設であり、法律に基づいて年１回立入調査を行っている。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化において、法律に基づく届出がなされ、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）の別添「認可外保育施設指導監督基準（以下、「基準」という。）」を満たしている認可外保育施設が無償化の対象とされているが、制度開始後５年間は届出のみで足りる経過措置が設けられているため、基準に適合していない施設も無償化の対象とされている。（市町村条例により対象施設の範囲を限定することは可能）

本委託業務は、保育所運営に係る専門的知見を有する者等が、基準に適合していない認可外保育施設について、巡回の上、助言指導を行い経過期間中の基準適合を促進し、適正な施設運営を図ることができることを目的として実施するものである。

3　実施主体

本事業の実施主体は岐阜県（以下「県」という。）とする。

ただし、県は、この事業を適正に実施できると認め法人等に委託して実施するものとする。

4　委託事業の内容

（1）巡回支援指導の実施について

Ⅰ　立入調査における文書指摘事項の改善方法を提示し、改善に向けた取り組みの助言・指導

Ⅱ　立入調査における口頭での指摘事項の改善・指導

Ⅲ　その他、重大事故の発生しやすい場面（午睡・食事中・プールなど）及び事故発生時の対応に関する事項を中心とし、冬季に行う施設については感染症対策の事項についても助言する。

（２）巡回支援指導の方法について

（事前に行うこと）

Ⅰ　チェックシートの作成

Ⅱ　指摘事項の改善方法、他施設の取組例の準備

Ⅲ　巡回支援指導の実施にあたっては、対象施設に対して、事前に通知するとともに、対象施設の所在する市町村及び県事務所（岐阜地域福祉事務所）に連絡した上で実施する。

（当日に行うこと）

Ⅳ　１施設あたりの巡回支援指導の時間は２時間程度とし、午睡中又は食事中を中心に訪問を行うこととする。

Ⅴ　実施方法については、保育現場の確認、保育従事者（施設長及び主任保育士等）へのヒアリングとする。

Ⅵ　日本語ができない保育従事者（主にポルトガル語、タガログ語、英語）については、通訳者等を活用してヒアリングを行うこと。（１０施設程度）

Ⅶ　支援指導の内容の記録を作成し、適宜県に提供するものとする。

なお、項目は次のとおりとする。（様式任意）

ａ　訪問日時

ｂ　訪問先（所在地、施設名、設置者、職員数及び収容定員数等）

ｃ　巡回支援指導を行った者の氏名

ｄ　施設の対応者氏名（年齢及び勤続年数）

ｅ　保育現場の様子、ヒアリング記録

ｆ　支援指導の内容

ｇ　支援指導の結果

ｈ　事後に指導を行った場合はその内容

ｉ　その他必要な事項

（事後に行うこと）

Ⅸ　事後指導及び助言、相談への対応

必要に応じて、支援指導を行った保育従事者に対し、電話等による事後確認や助言等を実施すること。

５　巡回支援指導員（以下、「指導員」いう。）の配置

受託法人等は、巡回支援指導を行うため、仕様書別紙１「認可外保育施設安全対策強化事業における指導員要件」に定める要件を満たす指導員を配置する。

なお、指導員を選任後、別紙様式１（「令和２年度認可外保育施設安全対策強化事業委託業務における巡回支援指導員の選任について」）を遅滞なく県に提出し、県の承認を受けること。

委託期間中に指導員に異動が生じた場合も同様とすること。

６　業務実施責任者の配置

受託法人等は、本事業を行うため、業務実施責任者を配置すること。

７　巡回支援指導の対象施設の選定

（１）対象施設は、岐阜市を除く現在の県内認可外保育施設（仕様書別紙２参照）で、令和元年度及び令和２年度に立入調査を実施した施設で、文書、もしくは口頭での指摘等を受けたものの、指摘事項の改善の確認が取れない５０施設程度とする。（基準日は、契約の際に協議します。）

（２）巡回支援指導の対象施設については、県から情報提供を受け、受託事業者と県で協議し、県が選定する。

（３）あらかじめ各施設の改善に向けた巡回支援指導の計画を作成し、県の承認を得ること。

８　業務記録の作成

受託法人等は、指導状況等をまとめた業務記録（様式任意）を作成し、１月ごとにとりまとめて、翌月１５日までに県に報告する。

９　業務完了後の提出書類

受託者は、本業務を完了したときは、完了の日から３０日以内又は令和３年３月３１日のいずれか早い日までに、業務完了届（任意様式)、本契約終了後に円滑に業務が継続できるよう指導状況等をまとめた業務実施報告書(任意様式)、その他の関係書類を県に提出すること。

１０　報告の徴収

県は、必要があると認めるときは、受託法人等に対し必要な報告を求め、又は立入り、その業務の状況に関し必要な調査、若しくは関係職員に質問することができる。

１１　業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守

受託法人等は、本業務にあたり関係する法令等を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託法人等は、受託法人等が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。その場合において、受託法人等は再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行うこと。

（３）個人情報

受託法人等が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成１０年岐阜県条例第２１号）及び別記１「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（４）守秘義務

受託法人等は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務後も同様とする。

（５）関連書類等を含む調査の実施

適正な業務執行を確保するため、必要な調査を実施することがあるので、関係書類等の適正な整備

（６）文書の管理・保存

受託者が、本業務を行うに当たり作成し、又は受領する文書等は、「岐阜県公文書規程」（昭和 44 年訓令甲第１号）に準じて、適正に管理・保存すること。また、当業務完了時には、県の指示に従い、保管又は県への引き渡しを行うこと。

上記の関係書類は、委託終了後も５年は保存すること。

１２　事業委託期間

契約締結日から令和３年３月３１日

１３　その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度県子育て支援課と協議し、その指示に従うこと。

仕　様　書　別　紙　１

認可外保育施設安全対策強化事業委託業務における指導員要件

指導員要件	以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者のうち、県が認める者とする。 １　認可外保育施設指導監督基準を理解し、保育所運営に係る専門的知見を有する者 ２　保育所等に対する運営指導・助言の経験を有する者 ３　保育士資格を有している者 ４　保育所等において保育業務の経験を有する者

別紙様式１

（　　番　　号　　）
令和　　年　　月　　日

岐阜県知事　　様

受託者
住　所
氏　名　　印

令和２年度岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務
における巡回支援指導員の選任について（依頼）

令和　　年　　月　　日付けで受託したこのことについて、別紙のとおり選任したいので、承認くださるようお願いいたします。

令和２年度岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務

巡回支援指導員名簿

（受託者名）

No.	氏　　名	外部・内部の別	選任理由

No.

略　歴　書

ふりがな			
氏　　名			
生年月日			
	年	月	経　歴
学歴			
職歴			
団体等役職歴			
資格免許			

※No.は名簿と一致させること。

※巡回支援指導員の要件・業務に関連する主な経歴を記載のこと。